

第12回 多々良沼・城沼自然再生協議会 議事録（概要）

開催日時：平成29年8月20日（日） 14:00～16:00

開催場所：館林文化会館 小ホール

議事次第

- 1 開会
- 2 事務局長挨拶・事務局紹介
- 3 議事
 - (1) 委員の変更
 - (2) 平成28年度事業報告
 - (3) 平成28年度会計及び監査報告
 - (4) 平成29年度事業計画(案)
 - (5) 平成29年度予算(案)
 - (6) 平成30年度以降の事業推進について（案）
 - (7) 協議会実施事業提案表
- 4 閉会

1 開 会

2 本日の予定

- ・事務局紹介：館林土木事務所、県都市計画課、館林市の担当紹介
- ・事務局長（事務局長欠席のため事務局次長）代理あいさつ
- ・委員総数53名のうち、出席委員29名、委任状13名、合計42名で会議成立を確認。
（会長が欠席のため会則第15条第2項の規定に基づき、副会長が議長となり、会議を進行）

3 議 事

(1) 委員の変更

事務局：出席者確認により説明。

- ・公募委員3名、関連団体委員1名、行政委員5名、監事1名の変更を紹介。
（委員総数53名）

(2) 平成28年度事業報告

事務局：配付資料をスライドで説明。

- ・実施事業について、配付資料により専門委員から「植物モニタリング」、

- ・事務局から「ハス調査」、結果を説明、
- ・専門委員から「魚類モニタリング」結果を説明。

(3) 平成28年度会計及び監査報告

事務局：配付資料をスライドで説明。

- ・監事を代行し事務局から監査結果の報告。

(4) 平成29年度事業計画（案）

事務局：配付資料をスライドで説明。

- ・継続実施事業は植物モニタリング、魚類モニタリングを行うことを報告。
- ・新たな実施事業は多々良沼・城沼の自然紹介冊子（植物編）制作委託を行うことを報告。

(5) 平成29年度予算（案）

事務局：配付資料をスライドで説明。

(6) 平成30年度以降の事業推進について（案）

事務局：配付資料をスライドで説明。

- ・都市公園事業の予算で行っていた、多々良沼水質調査を県立多々良沼公園が全面開園したため、平成30年度から協議会事業の予算で調査を行い、自然再生のための基礎資料としてデータ蓄積を図って行くことを説明。（水質調査は、県立多々良沼公園の整備計画上、必要との理由で実施していた。）

【質疑】

専門委員：協議会事業の予算をあてるとの事務局から説明があったが、予算の余裕はあるのですか。

事務局：協議会予算で多々良沼水質調査をする事は出来る。

協議会事業の予算で調査するに当たり、調査項目や調査地点の取捨選択及び委託先を公的な機関に委ねる事も検討し経費節減を図ることを考えていきたい。

(7) 協議会実施事業提案表

事務局：配付資料をスライドで説明。

- ・協議会実施事業提案を集計結果表の報告。
(11件の提案で実施済1件、実施中3件、未実施7件)
- ・順応的管理について説明。

・協議会実施事業提案表の作成・提出について説明。(提出期限 H29.9 末)

(1) ~ (7) とも承認された。

4 その他

事務局 : 第4回植物モニタリング実施について委員の方へ説明し、参加を募った。

【質疑】

公募委員 (団体) : 議事 (4) 平成29年度事業計画 (案) の中で、植物や魚類のモニタリング調査を行う説明がありましたが、鳥や動物や昆虫などの調査もお願いしたい。

事務局 : 協議会の中には、動物や昆虫などに詳しい専門員がいないので、委員の皆様の中で詳しい人の紹介をお願いします。

公募委員 (団体) : 専門員の意見をお聞かせ願います。

専門委員 : 愛する会の行事でも、野鳥観察会や植物モニタリングは実施している。県内には哺乳類の専門家がないのが現状です。

関連団体委員 : 古城沼も城沼同様、自然再生事業区域か。事業区域であれば、水質も調査お願いしたい。
古城沼周辺は、草もすごく、歩けない。除草剤を注意された。再生協議会で対策して欲しい。

事務局 : 現地を確認し、検討したい。

専門委員 : 事業提案のヒントとして聞きたい、多々良沼・城沼のハスは食べられるのですか。

事務局 : 城沼は食べられる、多々良沼は親指程の太さで食べられない。

公募委員 (団体) : 県立多々良沼公園が指定管理者制度に移行する今後の日程は

事務局 : 現在、9月1日の期限まで公募団体を募集中で、その後、審査、ヒヤリングを経て3月に指定管理者を決定し、館林土木事務所と引き継ぎを行い、4月から指定管理者が県立多々良沼公園を管理する。

公募委員 (団体) : 議会にはかる時期は。

事務局 : 第3回後半の県議会で11月～12月の時期になる。

公募委員（団体） : 指定管理者と県管理との違いは。

事務局 : 公園に職員（指定管理者）が常駐することになるので、今まで以上にきめ細やかな管理ができ、指定管理者自ら、自主事業を実施して頂くことにより、サービスの向上が図られる。

専門委員 : 民間活力を入れ活性化は良いが、自然との調和が多々良沼公園には必要であるが、指定管理者はその事を尊重するのか。

事務局 : 自然との共生することを募集要項に入れて、相手を募集しています。

専門委員 : 多々良沼自然公園を愛する会の活動と指定管理者とのずれがないようにお願いしたい。

公募委員（団体） : 指定管理者が行うビジネスは何ができるのか。

事務局 : 県から管理料を支払い、その管理料で指定管理者は公園を管理します。また、指定管理者が営利に走らないように県は管理するので、全てを任せている訳ではないです。指定管理者は、営利目的でないウオーキングや自然観察会などを開催することが出来ます。

公募委員（団体） : 指定管理者は店も出せるのか。

事務局 : 物品販売は可能です。ただし、何でもOKではありません。

公募委員（団体） : 指定管理者に移行した施設の具体例は。

事務局 : 県内の4県立公園は、指定管理者制度を取り入れて、指定管理者が管理しています。

多々良沼公園が指定管理者となれば、全ての公園が指定管理者となる。

他の公園では、県が管理していたよりも管理が行き届いて、利用しやすくなったとの意見を頂いています。

5 閉 会

(以上)